

平成26年8月1日

関係各位

日本関税協会横浜支部

関税率表解説及び分類例規の一部改正について

横浜税関業務部から、以下の周知依頼がありましたのでお知らせ致します。

1. 周知内容

別紙1 関税率表解説（平成23年11月18日財関第1318号）の一部改正

別紙2 分類例規第1部〔国際分類例規〕（昭和62年12月23日蔵関第1299号）の一部改正

別紙3 分類例規第1部〔国内分類例規〕（昭和62年12月23日蔵関第1299号）の一部改正

2. 適用

平成26年9月1日以降申告される貨物

3. 本件に関する問い合わせ先

横浜税関業務部 首席関税鑑査官 045-212-6156、6157

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後	改正前
1902. 30	1. ミートボールを 22. 9%含有する調製食料品 本品は、目に見える程度の細片の含有量をもとにした重量比で、ミートボールを 22. 9%、パスタを 20. 5%及び野菜を 1. 28%含有する調製品である。ミートボール自体は肉を 63. 8%含有するため、この調製品全体における肉の含有率は 14. 6%である。この調製品は、正味 190 グラムのガラス容器入りで小売用にしたものであり、温めてから幼児（1 歳以上）が消費するように作られている。 通則 1 及び 6 を適用 	(新 規)

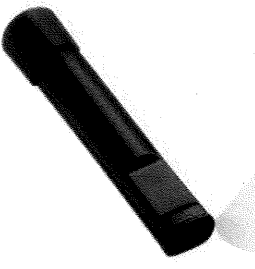
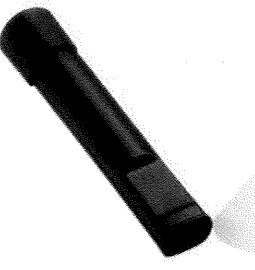
新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>2005. 80</u> <u>1. スイートコーンの粉</u> 本品は、細かい黄色の粉末状の、スイートコーンの粉であり、スイートコーンの穀粒を（水分含有量が10%未満になるまで）脱水し、次いで挽き、熱処理（70℃で4～5時間）することによって得られる。本品の灰の含有率は2.69%、でん粉の含有率は16.28%である。アイスクリーム調製品のために使用される。 <u>通則1及び6を適用</u> <u>2008. 99</u> <u>3. 冷凍おたねにんじん</u> 本品は、冷凍のおたねにんじんで、調製食料品（例えば、チキンスープ）の材料として使用されるものである。 <u>通則1及び6を適用</u> <u>2106. 90</u> <u>29. 消化を助けるタブレット</u> 本品は、塩、砂糖、レモン濃縮物、黒塩、クミンの種、黒こしょう、乾燥しょうが、ロングペッパー及び塩化アンモニウムを含有するタブレットであり、120錠の容器入りで小売用にしたものである。本品は、特に食後において、消化を助けるために使用される。 <u>通則1及び6を適用</u>	(新 規) (新 規) (新 規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
3824. 90	18. 電子たばこ用カートリッジ 本品は、プラスチック製の吸い口並びにプロピレングリコール、グリセロール、たばこの揮発性油、バニラ、メントール、リナロール、2,5-ジメチルピラジン及び2-アセチルピラジンから成る溶液を染み込ませた吸収物質が入ったプラスチック製の管から成る物品である。当該カートリッジは、カートリッジ内の溶液を加熱し気化させて使用者が吸入する蒸気の霧（vapour mist）を作る電子たばこに用いられる。 通則 1、3（b）及び6を適用 <u>3824. 90／19</u> 及び 8543. 70／5 参照  19. 電子たばこ用カートリッジ 本品は、プラスチック製の吸い口並びにプロピレングリコール、グリセロール、ニコチン及びエチルアルコールから成る溶液を染み込ませた吸収物質が入ったプラスチック製の管から成る物品である。当該カートリッジは、カートリッジ内の溶液を加熱し気化させて使用者が吸入する蒸気の霧（vapour mist）を作る電子たばこに用いられる。 通則 1、3（b）及び6を適用 <u>3824. 90／18</u> 及び 8543. 70／5 参照	3824. 90 18. 電子たばこ用カートリッジ 本品は、プラスチック製の吸い口並びにプロピレングリコール、グリセロール、たばこの揮発性油、バニラ、メントール、リナロール、2,5-ジメチルピラジン及び2-アセチルピラジンから成る溶液を染み込ませた吸収物質が入ったプラスチック製の管から成る物品である。当該カートリッジは、カートリッジ内の溶液を加熱し気化させて使用者が吸入する蒸気の霧（vapour mist）を作る電子たばこに用いられる。 通則 1、3（b）及び6を適用 <u>3824. 90／20</u> 及び 8543. 70／5 参照  19. 電子たばこ用カートリッジ 本品は、プラスチック製の吸い口並びにプロピレングリコール、グリセロール、ニコチン及びエチルアルコールから成る溶液を染み込ませた吸収物質が入ったプラスチック製の管から成る物品である。当該カートリッジは、カートリッジ内の溶液を加熱し気化させて使用者が吸入する蒸気の霧（vapour mist）を作る電子たばこに用いられる。 通則 1、3（b）及び6を適用 <u>3824. 90／19</u> 及び 8543. 70／5 参照

新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

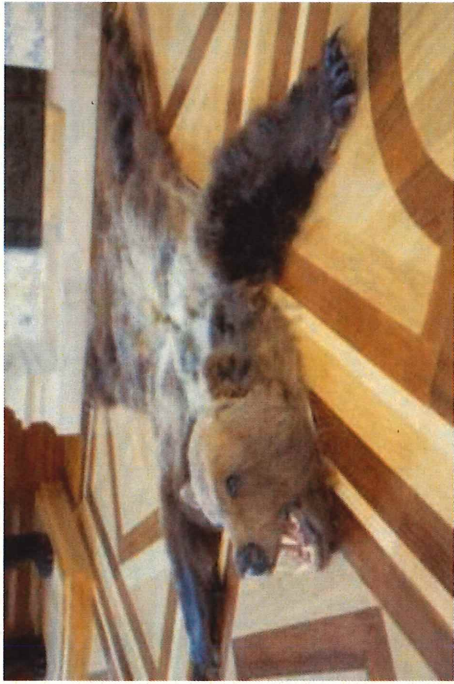
改正後	改正前
20. <u>"Shisha-Steam-Stones"</u> 本品は、加圧注入法（Pressure Injection Method）により、天然の鉱石（"Shisha-Steam-Stones"）の穴にグリセリン及び香味物質の溶液を染み込ませた化学工業生産品である。本品はニコチンを含まない。 本品は、水パイプに入れて用いられ、石を熱し溶液を煮沸することで発生した蒸気を、水パイプから吸入する。 通則1及び6を適用 	(新 規)

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
3907.20 1. ポリアミド-ポリエーテル縮合物 本品は、長鎖の両端末にカルボン酸を持つポリアミド（ポリアミド6, 6にアジピン酸を重合させたもの）と長鎖の両端末に水酸基を持つポリエーテル（ポリ（オキシエチレン）（ポリエチレングリコール）の重合により得られたブロック共重合体で、エチレンオキシドに由来する単量体ユニットの重量の方が、ヘキサメチレンジアミン及びアジピン酸を合わせたものに由来する単量体ユニットの重量よりも大きい。本重合体は次のような構造をしている。 $\text{HO}-\left[\text{OC}(\text{CH}_2)_m\text{COCN}(\text{CH}_2)_n\text{NH}-\text{OC}(\text{CH}_2)_L\text{COOCH}_2\text{CH}_2\text{O}-\text{CH}_2\text{CH}_2\text{O} \right]_n\text{H}$ エステル結合 ポリアミド ポリエーテル 平均値：m=2, n=13, L=5	3907.20 1. ポリアミド-ポリエーテル縮合物 本品は、長鎖の両端末にカルボン酸を持つポリアミド（ポリアミド6, 6にアジピン酸を重合させたもの）と長鎖の両端末に水酸基を持つポリエーテル（ポリ（オキシエチレン）（ポリエチレングリコール）の重合により得られたブロック共重合体で、エチレンオキシドに由来する単量体ユニットの重量の方が、ヘキサメチレンジアミン及びアジピン酸を合わせたものに由来する単量体ユニットの重量よりも大きい。本重合体は次のような構造をしている。 $\text{HO}-\left[\text{OC}(\text{CH}_2)_m\text{COCN}(\text{CH}_2)_n\text{NH}-\text{OC}(\text{CH}_2)_L\text{COOCH}_2\text{CH}_2\text{O}-\text{CH}_2\text{CH}_2\text{O} \right]_n\text{H}$ エステル結合 ポリアミド ポリエーテル 平均値：m=2, n=13, L=5
3913.90 1. 多糖類（「キシタンガンガム」） 本品は、ガム状の多糖類（「キシタンガンガム」）であり、ぶどう糖、しょ糖、乳糖又はでん粉をバクテリア（<i>Xanthomonas campestris</i>）で発酵させることにより得られる。 発酵期間の後、この多糖類は、イソプロピルアルコールと共に成長培地から沈殿し、乾燥され、粉砕されて微粉末になり、液状の媒体に加えられてガムを形成する。 本品は、食品の増粘剤又は安定剤のように、食品添加物又はレオロジー調整剤（modifier）として使用される。 通則1及び6を適用	（新 規）

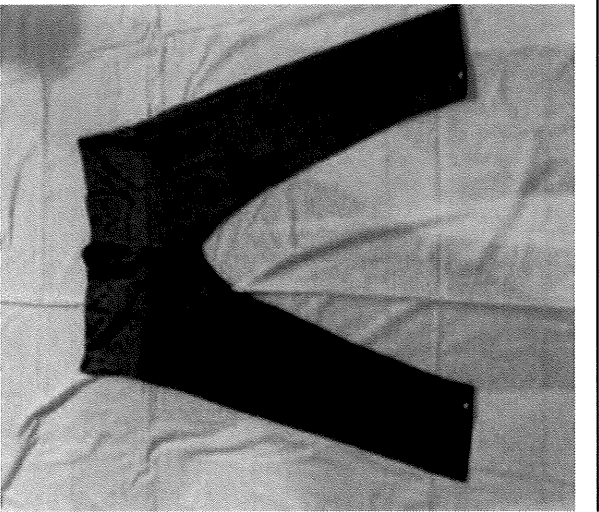
新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後	改正前
4303. 90	1. <u>ハイイログマの全形の毛皮から作られた敷物</u> 本品は、<u>紡織用繊維の下敷きに固定された、頭部、尾部及び足部の付いたハイイログマの全形の毛皮から作られた敷物である。頭部は剥（はく）製にされ、目と舌は人造のものに取り替えられている。</u> 通則 1 及び 6 を適用 <u>9705. 00／1、9705. 00／2 及び 9705. 00／3 参照</u> 	(新 規)
5402. 20	1. <u>テクスチャード加工されたポリエステル製の強力糸</u> 本品は、<u>テクスチャード加工されたポリエステル製の強力糸で、小売用にしていないものである。</u> 通則 1 及び 6 を適用	(新 規)

新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
6204.62	<u>1. 女性用のズボン</u> 本品は、綿織物製で緑色の女性用のズボン（"Shalwar"）である。 このズボンは、チュニック及びシヨール（いずれも緑色及び黄色）と共に構成される "Shalwar-kameez" という女性用衣類の1つの構成部分である。チュニック及びシヨールは、分離して、それぞれ6206.30号又は6214.90号に分類される。3つの構成部分はすべて、小売用にして共に提示される。 通則1（第11部注14）及び6を適用 6206.30／1及び6214.90／2 参照 	（新 規）

新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>6206.30</u> <u>1. 女性用のチュニツク</u> 本品は、綿織物の各部分（それぞれ緑色又は黄色）を縫い合わせて作られた、ゆったりした女性用のチュニツク（“Kameez”）である。袖無しで、スクープネックであり、素材に縫い付けられた模様で飾られていて、裏地及びチュニツクの縁に沿った銀色のストリップ状の生地を特徴とする。 このチュニツクは、ズボン（緑色）及びシヨール（緑色及び黄色）と共に構成される“Shalwar-Kameez”という女性用衣類の1つの構成部分である。ズボン及びシヨールは、分離して、それぞれ6204.62号又は6214.90号に分類される。3つの構成部分はすべて、小売用にして共に提示される。 通則1（第11部注14）及び6を適用 <u>6204.62／1</u> 及び <u>6214.90／2</u> 参照 	(新 規)

新旧対照表

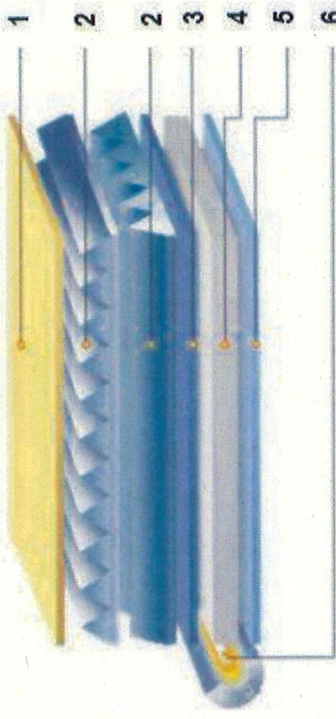
【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>6214.90</u> <u>2. ショール</u> 本品は、綿織物製で、緑色及び黄色の長方形のショール（“Dupatta”）である。 <u>このショールは、ズボン（緑色）及びチュニック（緑色及び黄色）と共に構成される“Shalwar-Kameez”という女性用衣類の1つの附属構成部分である。ズボン及びチュニックは、分離して、それぞれ6204.62号又は6206.30号に分類される。3つの構成部分はすべて、小売用にして共に提示される。</u> <u>通則1（第11部注14）及び6を適用</u> <u>6204.62／1及び6206.30／1 参照</u> 	(新 規)

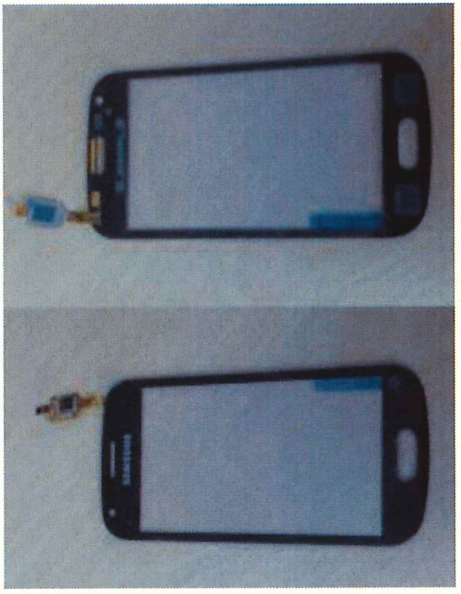
【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
7321. 89	1. Charcoal Chimney Starter (火おこし器) 本品は、両端が開いた鋼製のドラムの形状をした火おこし器であり、側面に取手を有し、穴の開いた金属板により 2 つの内部室に分かれている。シリンドラーは、高さ 275 ミリメートル、直径 170 ミリメートルである。下部の仕切り (chamber) は、空気の循環を促すため、穴が開けられている。上部の仕切り (chamber) には炭が置かれ、下部の仕切り (chamber) は紙で満たされる。当該火おこし器は、焼き肉器又は火格子の上に置かれ、紙に火が付けられる。本品の設計は、炭を焼き肉器又は火格子の上に撒く準備ができるまで、炭の着火及び加熱を加速する煙突効果を生み出す。 通則 1 及び 6 を適用  	7321. 89	1. Charcoal Chimney Starter (火おこし器) 本品は、両端が開いた鋼製のドラムの形状をした火おこし器であり、側面に取手を有し、穴の開いた金属板により 2 つの内部室に分かれている。シリンドラーは、高さ 275 ミリメートル、直径 170 ミリメートルである。下部の仕切り (chamber) は、空気の循環を促すため、穴が開けられている。上部の仕切り (chamber) には炭が置かれ、下部の仕切り (chamber) は紙で満たされる。当該火おこし器は、焼き肉器又は火格子の上に置かれ、紙に火が付けられる。本品の設計は、炭を焼き肉器又は火格子の上に撒く準備ができるまで、炭の着火及び加熱を加速する煙突効果を生み出す。 通則 1 及び 6 を適用  

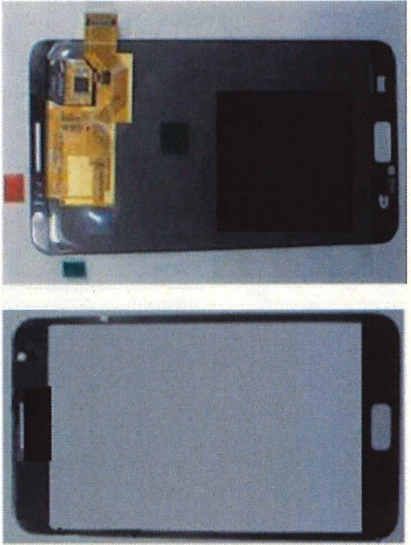
【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
8473.30	3. 発光ダイオード (LED) バックライトユニット 本品は、LED バー及び光学部品から成るLED バックライトユニットであり、幅 360 ミリメートル、高さ 210 ミリメートルのプラスチックフレーム内で共に組み合わされている。LED バーは、フレキシブルプリント回路基板上に一列に取り付けられた48個のLEDパッケージ及び1個の電気コネクタから成る。光学部品は、反射シート、導光プレート、拡散シート及び2枚のプリズムシートから成る。 このデバイスは、液晶ディスプレイ (LCD) モジュールにバックライトを提供するために、携帯用の自動データ処理機械用に設計された特定の LCD モジュールに取り付けられるよう設計されている。 通則1（第16部注2 (b)）及び6を適用  1. 保護フィルム 2. プリズムシート 3. 拡散シート 4. 導光プレート 5. 反射シート 6. LED バー	(新 規)

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
8517.70 1. 携帯電話用の透明な静電容量式タッチスクリーン 本品は幅56ミリメートル×高さ109ミリメートル×長さ1.3ミリメートルの物品で、2枚の薄い透明なインジウム・スズ酸化物(ITO)導電層及び最上部の強化ガラス保護層から成り、それらは光学的に透明な粘着層で接合されている。タッチ集積回路(IC)が取り付けられたフレキシブルプリント回路基板(FPCB)も備えている。スクリーンをタッチすることにより、IT0とで、人体から自然に生じる電荷に反応することにより、IT0導電層により作られている静電界が歪められる。タッチICは、静電界の歪みを感じし、タッチがどこで起こったかを計算し、当該携帯電話のアプリケーションプロセッサに、その情報を送信する。本品自体に表示能力はない。 このスクリーンは、液晶ディスプレイ(LCD)又はアクティブ・マトリクス方式有機発光ダイオード(AMOLED)ディスプレイの携帯電話に使用される。本品は4つの丸い縁を有しており、メインボタン、カメラレンズ及び拡声器のための穴がある携帯電話の前面に適合するようにカットされている。 通則1（第16部注2(b)）及び6を適用 	(新 規)

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

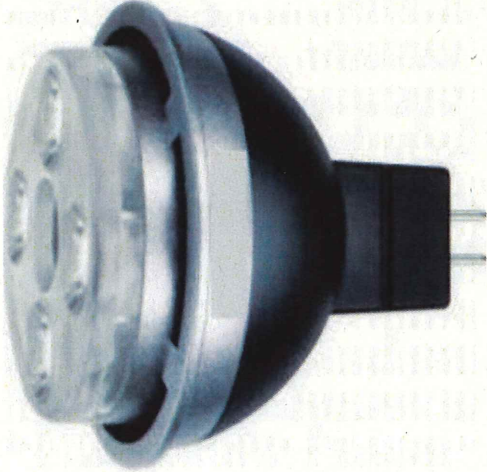
改正後	改正前
2. <u>タッチセンシティブのアクティブ・マトリクス方式有機発光ダイオード（AMOLED）ディスプレイモジュール</u> 本品は長さ123ミリメートル×幅76ミリメートル×高さ1ミリメートルの物品で、ある携帯電話に組み込まれるよう設計されたものである。AMOLED モジュールは、電話用の静電容量式タッチセンシティブ操作パネル及びスクリーンの対角線が5.3 インチ（134 ミリメートル）で、解像度が1200×800ピクセルであるディスプレイとして機能する。 AMOLED モジュールは、以下のものから成る。 - 一 物品を保護するためのカバーガラス（強化ガラス） - 一 上部のガラス層（セル内の、インジウム・スズ酸化物（ITO）パターンとして形成された透明な導電層を特徴とする。）と下部のガラス層に挟まれた、有機化合物の層から成る、AMOLED ディスプレイパネル - 一 タッチ操作を制御することにより、主要機器（携帯電話）とディスプレイとの間のインターフェースを提供する、フレキシブルプリント基板アセンブリ 通則1（第16部注2（b））及び6を適用  A <u>カバーガラス</u> B <u>モジュールの背面</u>	(新 規)

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
8537.10 2. 透明な抵抗式タッチスクリーン 本品は長さ325ミリメートル×幅245ミリメートル×高さ2ミリメートルの物品で、ドットスパーサ及び電気バスバーで隔てられた2枚の薄い透明なインジウム・スズ酸化物(ITO)導電層から成り、最上部のプラスチックの保護フィルム(ITO)層及び底部の保護ガラスの層が積層されており、柔軟性のあるコネクタテーブルが付いている。外力によって2枚のITO導電層がタッチポイントに接続されると、電圧変化を引き起こす。 抵抗タッチコントローラーは電圧変化をX-Y位置の値に変換し、タッチスクリーンの応用デバイスに対応する信号を送る。タッチスクリーンは、人間の指やスタイラスを含むあらゆる物体によるタッチを検知できるが、それ自体に表示能力はない。 本品は、現金自動預払機(ATM)、ポイントオブセール/サービス(POSs)ターミナル、モニター及び自動データ処理(ADP)機械のような、ディスプレイを組み込んだ様々な装置に使用することができる。 通則1（第16部注2(a)）及び6を適用 	(新 規)

新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後	改正前
8543.70	6. 発光ダイオード (LED) “spot lamp” 本品はLEDスポットランプであり、いくつかの発光ダイオード、交流電源を整流しLEDに使用できるレベルの電圧に変換する回路、放熱器 (heat sink) 及び2ピン基部から成る。 通則1及び6を適用 	(新 規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

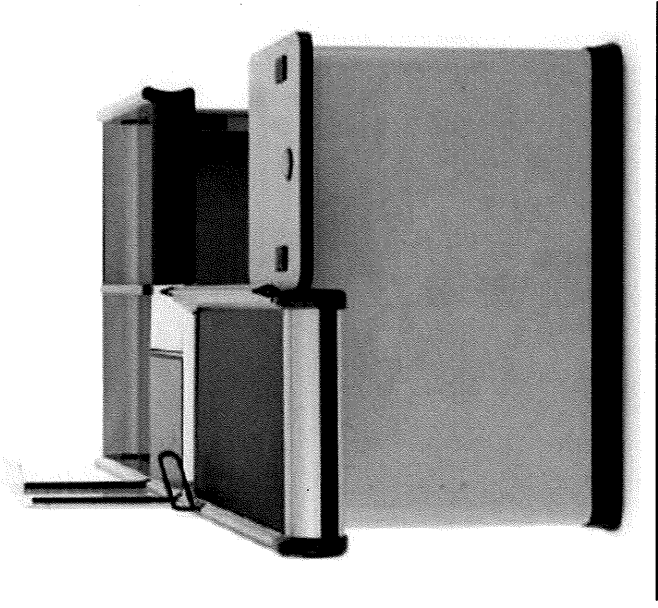
改正後		改正前
7. 発光ダイオード (LED) “bulb lamp” 本品は、白熱電球の標準の形状をした LED 電球 (bulb lamp) であり、プラスチック製の容器に入れたいくつかの発光ダイオード、交流電源を整流し LED に使用できるレベルの電圧に変換する回路、放熱器 (heat sink) 及びねじ式基部から成る。 通則 1 及び 6 を適用 		(新 規)

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
9018.39 1. 血液の収集用及び輸送用真空チューブ（化学添加剤を含むもの） 本品は、プラスチック製で、正確な血量を取るために、あらかじめ決まった真空度になっている。チューブは採血のため、限られた時間の間輸送のため、また、臨床検査室で血清、血漿又は全血の特定の検査のために保存するために用いられる。本品には、主に、同じ製造者によって生産される静脈注射針及び注射筒と共に使用するのに適している。 本品は、内部に採血量に応じてあらかじめ決まった量の添加剤を有し無菌になっている。チューブは、色分けされた内部のリングを持つ色分けされた安全キャップを付けている。 添加剤は、採取した血液に対し化学的に不活性のものか、又は化学的に作用する種類のものである。化学的に不活性な添加剤（凝血活性剤、分離ジェルとポリスチレンビーズ）には、機械的機能がある。化学的添加剤は、例えば、抗凝固剤（エチレンジアミン四酢酸（EDTA）、ヘパリン（アンモニウム、リチウム、ナトリウム）、クエン酸ナトリウム、シュウ酸カリウム又はアンモニウム）又は抗糖分解剤（フッ化ナトリウム及びヨウ化酢酸リチウム）として機能する。 通則1及び6を適用	9018.39 1. 血液の収集用及び輸送用真空チューブ（化学添加剤を含むもの） 本品は、プラスチック製で、正確な血量を取るために、あらかじめ決まった真空度になっている。チューブは採血のため、限られた時間の間輸送のため、また、臨床検査室で血清、血漿又は全血の特定の検査のために保存するために用いられる。本品には、主に、同じ製造者によって生産される静脈注射針及び注射筒と共に使用するのに適している。 本品は、内部に採血量に応じてあらかじめ決まった量の添加剤を有し無菌になっている。チューブは、色分けされた内部のリングを持つ色分けされた安全キャップを付けている。 添加剤は、採取した血液に対し化学的に不活性のものか、又は化学的に作用する種類のものである。化学的に不活性な添加剤（凝血活性剤、分離ジェルとポリスチレンビーズ）には、機械的機能がある。化学的添加剤は、例えば、抗凝固剤（エチレンジアミン四酢酸（EDTA）、ヘパリン（アンモニウム、リチウム、ナトリウム）、クエン酸ナトリウム、シュウ酸カリウム又はアンモニウム）又は抗糖分解剤（フッ化ナトリウム及びヨウ化酢酸リチウム）として機能する。 通則1及び6を適用

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
9403.20	2. <u>チェックアウトカウンター</u> 本品は、アルミニウム製で、長さ 210 センチメートルであり、<u>ベルトコンベヤを特徴とし、金銭登録機を収容するように設計されており、商店及びスーパーマーケットにおいて使用する種類のものである。</u> 通則 1 及び 6 を適用 	(新 規)

新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
9705.00 1. 剥（はく）製にしたホッキョクグマ 本品は、台付きの、剥（はく）製にしたホッキョクグマである。 通則1を適用 4303.90／1、9705.00／2及び9705.00／3 参照 	(新 規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
2. 2羽の剥（はく）製にした鳥 本品は、生息地を模した台に取り付けた、2羽の剥（はく）製にした鳥である。 通則 1 を適用 4303.90／1、9705.00／1 及び 9705.00／3 参照 	（新 規）

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後	改正前
	3. おおじかの頭から肩まで（生皮）の装飾品 本品は、おおじかの頭から首までの生皮から成り、枝角付きである。内部（枝角を支える部分の頭蓋骨を除く。）は取り除かれ、成型したポリウレタンに取り替えられている。目は人造のものに取り替えられている。 通則 1 を適用 4303.90／1、9705.00／1 及び 9705.00／2 参照 	（新 規）